

津久見市奨学生募集要項（高校生等の贈与分）

津久見市では、平成〇〇年度の奨学生を下記の通り募集します。

1. 応募資格 下記の条件をすべて満たす者。

- (1) 本人又は保護者（本人が 20 歳未満のときに限る。）が津久見市の住民であって、奨学資金の贈与期間中引き続き住民であると見込める者
- (2) 高等学校及び高等専門学校に在学中の者（進学予定の者を含む）
- (3) 心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

2. 贈与の区分、期間及び金額等

- (1) 高等学校 毎月 4,000 円
- (2) 高等専門学校
第 1 学年から第 3 学年まで 毎月 4,000 円

いずれの場合も、贈与する期間は平成〇〇年 4 月から在学する学校の正規の最短修業期間とします。

ただし、学業成績が著しく低下した場合などで、奨学資金の贈与を一時停止し、又は廃止する場合があります。

3. 申込期限

平成〇〇年 3 月 1 日

4. 申込手続き

希望者は、別紙 1「申込書及び関係書類の提出にあたっての留意事項」を確認の上、下記（1）から（5）の書類を中学校を經由して、教育委員会管理課宛に提出して下さい。なお、申込書、推薦書、誓約書及び同意書は、各中学校に置いてあります。詳しくは、中学校の担当の先生にご相談ください。

- (1) 奨学資金贈貸与申込書
- (2) 推薦書
- (3) 誓約書
- (4) 本人又は保護者の収入を証明する書類（「同意書」を提出しているだければ、提出の必要はありません。（別紙 1 参照））
- (5) 家族全員の住民票の写し

※前記のほか、入学後に在学証明書を提出していただきます。（4 月中旬の指定する日までに、教育委員会管理課へ提出してください。）

5. 家計基準について

奨学生の対象となるのは、次のいずれかの条件にあてはまる者とする。

- (1) 申込者の属する世帯が生活保護世帯であること。
- (2) 申込者の属する世帯の市民税が非課税又は減免されている世帯であること。
- (3) 申込者の父母又は父母に代わって家計を支えている者の年間の総収入が、生活保護世帯の基準額（年収換算）の 1.5 倍以下であること。(別紙2「家計基準の認定方法について」の基準額以下であること。)

****収入（所得）のめやす****

317 万円

4人世帯で1人の収入（所得）により生活している場合のおおよそのめやすです。家族構成等によって異なります。

(給与の場合は収入金額、給与以外の場合は所得金額。)

6. 奨学生の選考について

予算の範囲内で、奨学生選考委員会により決定を行ないます。

※申込者が多い場合は、資格を満たしていても採用されないことがあります。

7. 奨学生の決定

6月中に本人宛に通知をする予定です。

8. 奨学金の振込み

奨学金は、奨学生本人名義の銀行口座に、原則として4月・7月・10月・1月の年4回に分けて振り込みます。

なお、新規の方の初回の振込み（4月～6月分）は、6月下旬の予定です。

津久見市奨学生（高校生等の贈与分）に申込みとする者は、次のⅠ～Ⅲにより算定される申込者の属する世帯の父母又は父母に代わって家計を支えている者の認定所得金額がⅣの基準額以下でなければなりません。

Ⅰ 合計所得金額の算定方法

＜合計所得金額とは＞

奨学生申込者の属する世帯の父母又は父母に代わって家計を支えている者の1年間の収入（所得）金額をいいます。

1. 給与所得者の場合

市発行の所得証明書又は源泉徴収票等という給与所得控除前の収入金額とします。次の①から⑥は、給与所得として取扱います。

- | | |
|------------|----------------|
| ① 俸給、給与、賞与 | ② 賃金 |
| ③ 役員報酬 | ④ 歳費 |
| ⑤ 専従者給与 | ⑥ 年金（恩給、老齢年金等） |

2. 給与所得以外の場合

市発行の所得証明書又は確定申告書等という収入金額から必要経費等を差し引いた所得金額とします。

Ⅱ 特別控除額の算定方法

＜特別控除額とは＞

前記Ⅰで求めた合計所得金額から控除することを認められる金額をいいます。特別控除額は、下記によります。

[特別控除額]

（1）障害のある人がいる世帯

①身体障害手帳1・2級の方、精神障害者福祉手帳1級の方、療育手帳A1・A2の方 ……42万円

②身体障害手帳3級の方、精神障害者福祉手帳2級の方、療育手帳B1の方 ……28万円

（2）母子・父子世帯の方 ……49万円

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

前記Ⅰの合計所得金額から前記Ⅱの特別控除額を控除した残りの金額（万円未満切捨て）とします。

Ⅳ 基準額

基準額は、下記の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とします。前記Ⅲで算定した認定所得金額が基準額以下であれば対象となります。

1人世帯	143万円	2人世帯	203万円
3人世帯	263万円	4人世帯	317万円
5人世帯	384万円	6人世帯	436万円
7人世帯	488万円	8人以上1人増すごとに52万円加算	
8人以上の場合、世帯人員7人の基準額に加算してください。			

※上記のに関する確認書類等の提出をお願いする場合があります。